

東京にて K ビザ申請をご希望の方へ

婚約者ビザインストラクションのステップ1が終わりましたら、下記の書類をスキャンし TokyoIV@state.gov へ添付して Email で送付してください。Email の表題は、
“K Visa Documents for Interview - ‘Your Last Name, First Name’” にしてください。

1. DS-160 確認ページ — Barcode が記載されているもの
2. 現在有効なパスポートの写真と氏名の記載があるページのコピー
3. 今まで取得したアメリカのビザのコピー(学生ビザなど紛失の場合はその旨 E メールに状況をお知らせください。ESTA のコピーは必要ありません。)

注：上記の書類を事前に提出することで、面接日当日待ち時間が短くなります。出来る限り面接前に Email で送付ください。時間がない場合は、面接日に窓口で提出してください。当部署は受領の通知をいたしませんので、ご協力よろしくお願い致します。上記の書類は余裕を持って送付ください。面接日直前に送付されますと、当部署に届かないことがあります。

面接当日持ってきて頂くもの

- DS-160 確認ページ

- 下記の規定に合った写真

(写真の規定は下記を必ず確認ください。写真裏面に油性ペンで英語で Full Name を記載ください。)

写真に関する説明：

K ビザ申請者の方は、年齢に関わらず、各申請者のカラー写真を2枚提出してください。

- 大きさ 5 cm x 5 cm
- カラー写真で、縁がなく、背景は白
- 6ヶ月以内に撮られたもの
- 顔の大きさが少なくとも写真の50%をしめること
- カメラに向かい真正面を向いていること
- 顔や背景に影がないもの
- 髪で目が隠れないように撮ること
- 眼鏡を着用した写真は不可となります。眼鏡をはずしてお撮り下さい。

写真の詳しい説明は、国務省のホームページでも案内しています。
<https://travel.state.gov/content/visas/en/general/photos.html>



婚約者 K1/2 ビザ申請のご案内

当領事部査証課は、K1/2 ビザ（婚約者査証）申請のための請願書を米国移民局 (USCIS) より受け取りました。請願書の許可により、米国市民との結婚、そして永住を目的に米国へ入国するためのビザを申請することができます。ビザ申請に備え、次の事項を良く読み、申請の準備をしてください。なお婚約者ビザは、東京、または那覇でのみ申請する事が出来ます。東京で申請する場合には、このインストラクションをお読みください。那覇で申請をご希望の場合はケースの転送が必要になりますので、那覇の領事館と連絡をとってください。

ステップ1：申請書 DS-160 とプロフィール登録—まずビザ申請書 DS-160 を入力し、オンラインで提出してください。http://www.ustraveldocs.com/jp_jp/jp-niv-ds160complete.asp オンライン提出が完了すると、英数字バーコードの確認ページが出来ます。この確認ページを印刷してください。(重要：ビザ申請の場所は「東京」を選択して下さい。)それからプロフィールを登録してください。ホームページより「アカウント作成」をクリックし新規ユーザー登録をしてください。http://www.ustraveldocs.com/jp_jp/index.html

ステップ2：必要書類と申請料金—婚約者ビザ申請方法はhttp://www.ustraveldocs.com/jp_jp/jp-niv-visatypeinfo.aspより「婚約者ビザ」を選び、インフォメーションをお読みください。申請に必要な書類を案内しているページより該当する詳細情報をご参照ください。このページをよく読み、必要書類が全て揃っているかを確認するため全てのリンクをクリックしてください。必要書類が提出できない場合、ビザ申請は却下されます。チェックリストをウェブで確認できます。<https://jp.usembassy.gov/ja/visas-ja/immigrant-visas-ja/fiancee-ja/how-to-apply-step-3-ja/fiancee-visa-checklist-ja/> 必要書類が揃いましたら、申請料金をお支払いください。申請料金の支払いは申請者ごとに必要となります。http://www.ustraveldocs.com/jp_jp/jp-niv-paymentinfo.asp

ステップ3：面接予約—健康診断書や警察証明書を含む全ての必要書類を入手した後、ホームページを通して婚約者ビザ面接の予約をしてください。http://cdn.ustraveldocs.com/jp_jp/jp-niv-appointmentschedule.asp 年齢に関わらず、Kビザ申請者は全員面接が必要です。面接は予約制で、日米の祝祭日を除く月曜に行います。月曜日が休日の週は火曜日に行います。面接予約の変更は2回まで出来ます。3回目からは再度申請料金をお支払い頂きますので、ご注意ください。なお夏季や冬季の休暇シーズンには面接がより込み合い、長い時間お待ちいただくことが予測されますので考慮の上準備をしてください。

**ビザ申請のために提出する書類は全て、各申請者がコピーを保持することを強くお勧めします。
大使館でコピーを取ることはできません。**

重要要件

ビザが発給されるという保証を事前にはできません。米国領事はあなたが提出した申請書や全ての書類を審査し、面接を行った後のみビザ発給の可否を決定します。

ビザが発給されるまでは、旅行の手配、財産の処分、退職を控えてください。婚約者ビザは発行日より最長で6ヶ月有効ですので、その有効期間内に渡米しなければなりません。従って、6ヶ月以内に米国に永住することが確実になるまでは、婚約者ビザ書類の手続きおよび面接のリクエストをしないでください。

当事務所はあなたの面接日にビザの審査が速やかに進むよう最善をつくしますが、手続きには数時間を要し、あなたの申請手続きが終了するまで午前一杯、または午後までかかることも予測されます。よろしければ本や雑誌などをお持ちください。

手続きが終わり次第、ビザが貼られたパスポートと書類を郵送します。手続きおよび郵送にかかる時間はおよそ1週間です。あらかじめご理解のうえ渡米の日程をご検討ください。

婚約者ビザ手続きに関するその他のご質問は当大使館のウェブサイト、「よくある質問」をご参照ください。アドレスは <https://jp.usembassy.gov/ja/visas-ja/faq-list-ja/k-visas-ja/> です。

ビザ申請の最新情報は、当大使館ホームページの”最新情報”で案内していますので、そちらもご確認ください。
<https://jp.usembassy.gov/ja/category/visas-ja/> 面接日にお会いすることを楽しみにしております。

ケース転送の依頼

東京以外のオフィスでビザ申請を希望する場合は、ケースを転送する必要があります。詳細につきましては、ホームページをご覧ください。

<https://jp.usembassy.gov/ja/visas-ja/immigrant-visas-ja/case-transfer-request-ja/request-ja/>

K2 未婚の子ども

21才未満の未婚の子ども (K-2) は K-1 の親の申請時に、あるいは後から申請することができます。後続の条件を満たす場合、K-2 申請者は K-1 の親のビザが発給された日から 1 年以内に申請し、ビザが発給されなければなりません。年齢に関わらず、K-2 申請者も大使館での面接が必要です。

警察証明書についてよくある質問

Q: アメリカに住んだことがあります。アメリカからの警察証明書も必要ですか？

A: 必要ありません。

Q: 日本の警察証明書を申請するにあたり、大使館からの書類が必要といわれました。

A: " 婚約者 K1/2 ビザ申請のご案内 " を提示して下さい。

Q: 日本の警察証明書を英訳する必要はありますか？

A: いいえ。日本の警察証明書は英訳されています。開封せず提出してください。

Q: カナダに半年以上住んだことがあります。警察証明書は必要ですか？

A: はい。K1 ビザ申請者 (16 歳以上の K2 の子どもも含む) は、16 歳以降、半年以上住んだことのある国からの警察証明書の提出が必要です。国によっては、入手できない場合があります。各国の案内は、国務省のホームページから確認することが出来ます。国名を入力して、ご確認ください。

<http://travel.state.gov/content/visas/en/fees/reciprocity-by-country.html>

Q: 警察証明書を 1 年以上前に入手しました。新しく入手する必要はありますか？

A: 警察証明書の有効期限は通常 1 年間です。ただし以前あなたが居住したことのある国から発行された証明書で、発行されてから現在までその国に戻っていない場合はこの限りではありません。

警察証明書に関する「よくある質問」は大使館のホームページでも案内しております。こちらもお読みください。<https://jp.usembassy.gov/ja/visas-ja/faq-list-ja/police-certificates-ja/>

- Bank statement showing present balance of applicant's account, date account was opened, number and amount of deposits and withdrawals during the past 12 months, and the average balance during the year. If there have been unusually large recent deposits, an explanation thereof should be given
- Proof of ownership of property or real estate, in the form of a title deed or the equivalent and a letter from a lawyer, or real estate agent showing its present valuation (any mortgages or loans against the property must be stated)
- Letter or letters verifying ownership of stocks and bonds, with present market value or indication of expected earnings
- Statement from insurance company showing policies held and present case surrender value
- Proof of income from business investments or other sources

If the financial resources are derived from a source outside the United States, a statement as to how the funds or income are to be transferred to the United States. must be provided.

FAQs

Should K-1 fiancé(e) visa applicants use the I-864 or the I-134?

Since fiancé(e)s are nonimmigrant visa applicants, they should use Form I-134. They will need to submit Form I-864 to US Citizenship and Immigration Services (USCIS) when they adjust status to conditional immigrant in the United States following the marriage.

Do the same income requirements apply to all immigrant visa applicants even if they use the I-134?

No. The 125 percent minimum income requirement, the most recent year's tax return and other requirements only apply when Form I-864 is needed. Applicants using Form I-134 will need to show that their sponsor's income is 100 percent of federal poverty guidelines as required under Section 212(a)(4).

財政証明および扶養証明書一書式 I-134

面接の際、米国において生活保護を受けるおそれがないことを証明するよう求められます。申請者ご自身、もしくは米国籍の婚約者は、財政的に申請者を扶養出来ることが証明できる書類をご準備ください。面接官は、米国籍の婚約者による扶養証明書書式 I-134 を提出するよう要求する場合があります。下記をお読みください。

扶養宣誓供述書(I-134)

扶養宣誓供述書を用いて婚約者ビザ申請者、または I-864 を必要としない移民ビザの申請者の保証人となることを希望する米国在住のスポンサーは、USCIS のウェブサイト (<https://www.uscis.gov>) から [Form I-134](#) をダウンロードして使用してください。

収入や他の財源に関する情報を証明するため、スポンサーは次の 2 つ以上の書類を宣誓供述書 I-134 に添付してください。

- 一番最近の連邦納税申告書のコピー
- 給与、勤続年数、雇用形態について記載された雇用主からの文書

<https://jp.usembassy.gov/visas/immigrant-visas/k-affidavit/>

- 口座開設日、現在の預金残高が明記された銀行からの文書
- 将来無期限に申請者を保証できる財政能力を立証するその他の証明

扶養宣誓供述書は領事に提出する時点で有効でなくてはなりません。有効期限は1年です。スポンサーは申請者に扶養宣誓供述書と添付書類を渡し、面接日に提出できるようにしてください。申請者にこの宣誓供述書を公開したくないスポンサーは、申請者の氏名、生年月日、出生地、ケース番号を明記した手紙を添付の上、大使館へ直接送付しても結構です。

雇用

米国で内定している雇用が生活保護条項の要件を満たす申請者は、社用便箋にその雇用に関する詳細が明記され公証を受けた将来の雇用主からの手紙を提出してください。手紙には次の事柄が記載されていなければなりません：

- 雇用の確約；
- 申請者が就労する仕事内容およびその職務に必要なとなる技能の説明；
- 給与。現金以外で支給される各種手当がある場合はその情報も含む；
- 内定している雇用の場所、形態、期間（例：季節雇用、一時雇用、あるいは終身雇用）；
- 申請者が渡米後直ちにその雇用に着くことが可能かどうか。

申請者の自己資産

申請者個人の自己資産が生活保護条項の要件を満たす場合は、次の一つ以上の財源の資産や収入の証明を領事に提出してください：

- 申請者の銀行口座の現在の残高、口座開設日、過去12ヶ月間の預金や引き出し額とその手続き回数、年間の平均預金残高が記載されているもの。例外的な多額の預金が最近あった場合は、その理由説明を添付；
- 資産や不動産を所有している証明、権利書あるいはそれに相当するものおよび弁護士からの書簡、また現在評価額が記載された不動産（資産に対する抵当や借入金がある場合はそれらも必ず記載されていなければならない）；
- 現在の市場評価額による推定収益額が記載された株券や債券の所有を証明する手紙（複数可）；
- 保険契約や現在の解約払い戻し価額について記載された保険会社からの報告書；
- 事業投資または他の財源からの収入の証明

FAQs

K-1 ビザ申請には、I-864 または I-134 どちらの書式を使ったらいいですか？

K ビザ申請は非移民ビザ申請になるため、書式 I-134 を使用してください。渡米後、結婚し、資格変更の申請を移民局で行いますが、書式 I-864 はその際に提出してください。

書式 I-134 を使う場合でも、移民ビザ申請者と同じ必要条件が適応されますか？

いいえ。必要最低収入額 125% を満たすことや、最新の納税証明書の添付、その他の要件は書式 I-864 を提出する際にのみ適応されます。書式 I-134 を提出するスポンサーは、連邦水準（最低年収のガイドライン）の 100% 以上の年収があることを証明する必要があります。

<https://jp.usembassy.gov/visas/immigrant-visas/k-affidavit/>